第7期 第6回川口市自治基本条例運用推進委員会 次 第

日 時: 平成29年5月16日(火)午後6時30分から

場 所: 中央ふれあい館 特別会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - ・これまでの審議内容の確認とまとめについて
- 3 その他
- 4 閉 会

第7期第6回 川口市自治基本条例運用推進委員会

中央ふれあい館 特別会議室

H29·5·16(火)

事務局	出入口
企画財政部長 事務局長 補佐 担当 担当	傍聴席
■出席委員(8名)	
戸部委員 植木委員	
板橋委員 森委員	
稲川委員	
田村委員 齋藤委員	
岡田委員 内山委員 小牡禾昌	
欠席・・・	
対本委員 内山委員 小林委員 小林委員 「竹本委員 高橋(淳)委員 高橋(直)名	委員

第7期第6回 自治基本条例運用推進委員会 これまでの審議内容について

○第1回 平成27年12月22日

(1) 自治基本条例の一般的な説明

- ・自治基本条例には色々な定義があり、まちづくりの規定を中心に定めているところもあれば、 市民の権利及び責務、市政への参画や協働に関すること、行政側には、市の役割と責務、市政 運営の基本事項を定めた最高規範としているところが多い。
- ・この条例の意義としては、第一に住民自治の拡大と地域の個性の醸成であり、効果として期待 されるのは、市民が市政の意思決定へ関与できることである。
- ・自治基本条例の特徴として大きく分類すると、「理念型」「住民自治拡充型」「政策指針型」に なり、本市をはじめ、県内自治体の多くは、「理念型」と「住民自治拡充型」の統合型となっ ている。

(2) これまでの諮問内容と答申結果

【第1回諮問】平成21年12月 「条例の運用状況と啓発について」

【平成22年答申】「情報公開、行政手続、行政組織」について、本条例の運用状況は、適正 である。また、啓発については広報等に努める。

【平成23年答申】「市の町会・自治会関連施設」について、本条例の運用状況は、適正である。また、啓発については広報等に努める。

【平成24年答申】「危機管理」について、本条例の運用状況は、適正である。また、啓発に ついては広報等に努める。

【第2回諮問】平成24年12月 1「自治基本条例の見直しの可否」

2「自治基本条例運用推進委員会の在り方について」

【平成26年7月答申】 1については、見直しの必要はなし。

2については、委員の任期を2年から4年に改め、じっくりと、検 討を要する。

(3) 今回の諮問内容について

【第3回諮問】平成27年12月 「自治基本条例の見直しの要否について」

・「条例の条文そのものには特段改正する条項は無い」という答申が以前に1度出たことから、 現時点では答申が急務ではないとの判断で4年かけてじっくりと検討する方針となった。

○第2回 平成28年5月27日

(1) 自治基本条例が策定された理由

- ・平成12年「地方分権一括法」が施行され、国と自治体が対等・協力の関係になり、地域の実情にあった独自のまちづくりを行う必要性が増したことで、自治体の条例や施策のよりどころが必要となり、「自立した自治体運営の根拠」として、自治基本条例が必要になった。
- ・本市は伝統的に町会や自治会などを中心としたコミュニティ活動が盛んなところだといわれており、行政への市民参加や NPO と行政との協働によるまちづくりのしくみが必要になった。また、核家族化や生活様式の多様化、個人のプライバシーへの配慮などから、地域における連帯意識が弱くなってきている傾向がある状況において、市民自らが、市政に参加する仕組みを整備することで、市政への市民参加、市と市民、また、市民同士の協働のしくみとしての自治基本条例が必要になった。

(2) 自治基本条例策定委員会、川口市自治基本条例の策定の経緯、条例の内容

・学識者、市議会議員、公募の市民の方で構成された総勢50人からなる自治基本条例策定委員会を設置した。中でも公募の市民の方が25人と半数を占めていたのが特徴的で、策定の段階から市民の積極的な参加があった。1年8ヶ月の時間をかけて策定し、平成21年3月議会の議決を経て、平成21年4月1日に施行された。

○第3回 平成28年7月29日

(1) 身近な課題や疑問などからのアプローチ、条例と照らし確認する作業

・第2回の内容を受け、条例を読み込み理解することも必要だが、自治基本条例は理念的な条例であるため、日頃の生活実態のうえで問題となっている事柄などが、もれなく条例において想定されているかを確認してはどうかという提案があり、日頃感じている課題や疑問などからご意見を伺った。

○第4回 平成28年11月15日

(1) 第5次川口市総合計画について説明

- ・現在の第5次川口市総合計画は、平成26年度、27年度の2年間で策定し、平成28年4月 スタート。
- ・一般的に総合計画とは、行政運営の総合的な指針となる計画であり、自治体の最上位計画である。
- ・旧地方自治法第2条第4項に代わる基本構想策定の根拠として、平成27年4月から「川口市 総合計画策定条例」が施行された。

(2) 自治基本条例と総合計画の位置関係について

・自治体によって多少異なるかもしれないが、本市では、自治基本条例の主旨を、最大限尊重すべき理念として総合計画に反映させている。

○第5回 平成29年2月23日

(1) 自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みを具体的な事業をあげて説明

- ・条文によって具体的な事業が当てはまらない場合もあるが、該当するものの中から主な事業を いくつか紹介した。
- 第5条「市民は、自治を実現するために、市と協働することができる」
 - →ボランティア見本市、まちはみんなでつくるものフォーラム
 - 第6条「市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、 訓練を進めるものとする」

など

- →総合防災訓練、職員対象の災害対策本部設置訓練
- 第7条「市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する」
- →パブリック・コメント、附属機関等の市民公募、市長への手紙